

第3回子どもの権利に関する条例策定検討委員会 会議記録

日 時：平成25年10月28日（月）午後2時から午後3時30分まで

場 所：東郷町役場3階 政策審議会室

出席者：本田澄明委員長、加藤利篤副委員長、野々山親委員、天野恵利子委員、岡田恵利委員、
野々山良委員、森川起三子委員、太田文子委員、古田学委員

欠席者：井口真治委員

傍聴者：なし

次 第：

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 東郷町子ども条例（案）について
- 3 その他

〈議事録〉

発言者	内 容
委員長	章ごとにご検討いただき、最終的にトータルで進めていきます。まず、前文でのご意見がありましたら。
委員	2段落目と3段落目について、3段落目から始まって、2段落目と3段落目を混ぜた表現でもいいと思う。分けている意味があればいいんですが。どういう意味合いでこういう順番になっているのですか。
事務局	当初は、2段落目がなかったが、ワークショップで子どもの声という形であったので折り込みました。特段、どちらが先ということではないのですが、「支えがある」という部分に重複感があるという意見を前回もいただいたところですが、なかなかいい表現が見当たらなかった。庁内からもそういう意見があって、まだ、結論が出ていない状況です。合わせた表現に、というご意見もありますので、検討していきたいと思います。
委員	第2段落が子どもたちの声から出てきたということで、是非ということだったんですが、表現的にここに入るとうまくつながらないと思います。「一人では生きて行けず」という辺りが、内容を合わせようと思っても、この表現がどうかと思うのですが、やはり入れたいという強い意思を感じるのですが。
事務局	入れたいという意思が、後の段落と合わなくなっているなど感じてはいます。
委員	ぜひ生かしたいということであれば、3段落目の内容を、第2段落に混ぜてしまっただけで、第2段落をメインにして、内容自体は次からの章に出てくることなので、第2段落の表現を生かして、第3段落を少し組み込むような形にして、第3段落の「地域社会全体で支えられながら」とか「心身ともに健やかに育てられる」などを削ってみたらどうかと。視点が違いますよね。「子どもたちは一人では生きていけず、支えがあって幸せに」は、子どもの立場から言っていますけれども、第3段落は、

	<p>どちらかというとな大人側からの支えてあげようという意思があるかと思うと、第2段落を生かして、第3段落を削るような形にしたらどうかと思います。「支えていきましょう」ということは後々述べられていくので、前文のところではまとめて、「私たちはまだ一人では生きていけないので、皆さんの支えが必要です」という子どもの視点というか、子どもの目線に近い立場に入れていったらどうかと思います。</p>
委員長	<p>第2段落と第3段落を合体させた形で、つくることもあるということですね。二つを無理して入れたなということを感じるのですが、もう少し文章をミックスするような形でどうかということですね。</p>
委員	<p>生かしたい言葉というのは「支えがあって」とか「成長することができます」とかは盛り込められると思いますが、「まだ一人では生きて行けず」を残したいとなると、そこがネックとなるような。でも、キーワードというか、残したいのですよね。</p>
事務局	<p>つながらないとなるとどこかで妥協しなければならないところもありますので、「一人では生きていけない。みんなの支えがあって、生活することができる」という趣旨のことは謳いたいということと、「生まれる前から愛され、生まれる」ということは入れ込みたいと思っています。</p>
委員長	<p>そのこのところの文言については、次回、最終になりますが、そのときにお示しいただいたもので、再度、検討するというところでよろしいでしょうか。それでは、第1章総則ですが、条例の部分を整理しながら、解説のほうでも気になることがあれば、お願いいたします。</p>
委員	<p>3ページの解説の第4号関係にある（後見人がいない場合の）児童福祉施設というのは、東郷町にもあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>東郷町内には、ないです。</p>
委員	<p>町の子どもたちが行った先の人ということですか。</p>
事務局	<p>保護されて施設に入ることはありますので。</p>
委員	<p>今の児童福祉施設の長のところなんですけど、「後見人がいない」という文言を入れたのは何故かなと思ひまして、後見人がいる、いないに関わらず児童福祉施設の長は、児童福祉法上の保護者に当たりますので、何か理由はありますか。</p>
委員長	<p>その文言を省いても影響がないということですか。</p>
委員	<p>間違いではないですが、限定する必要はないと思います。逆に、里親は限定してないんですね。里親も後見人がいる場合もあるし、いない場合もある。とってもよいと思います。後見人がいない子どもは、ほとんどいないと思います。保護者の同意を取って施設に入っていますので。</p>
事務局	<p>取っても問題ないということですね。削らせていただきます。</p>
委員長	<p>第2条第2号、「18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人」というのは、こういう言い方が定番なのですか。</p>
事務局	<p>何が一般的かというとな難しいですが、他市のものを参考にして、こういう表現にしています。具体的には、高校3年生。18歳の誕生日を迎えた人も対象にということです。在学中は対象になりますという意味合いです。</p>

委員長	第2章、子どもの大切な権利と責務。第4条から第8条までですが、何かあればお願いしたいと思います。子どもの権利と責務を、一つの章にまとめているのは、いろいろ見てみましても、東郷町独自というか、特徴的な形になっていると思います。子どもの務めとか別の項目としておこしてあるところもあると思いますが、権利と責務と一緒に規定されている。
委員	第4条の6番目の「健康に生活でき、適切な医療が受けられること」について、具体的に何かしなければいけないということではなくて、周りの人が適切な医療を受けさせなければいけないという意味合いなのかと思いますが、自分からは行けないのですから、具体的にどういうことを想定していますか。
事務局	必要な医療が受けられるという意味合いで、治療が必要であれば、それに応じた医療を受けるということです。
委員	親なのでしょう、学校関係者なのでしょう。
事務局	子ども自身が持つ権利になりますので、保護者であったり、施設であったりがすることになろうかと思います。
委員長	子どもは、医療を受ける権利がありますよ、ということですね。
委員	受けられていない場合は、周りの人が通報するとか、そういうことまであるのでしょうか。
事務局	適切な医療が受けられていないということは、子どもの権利が侵害されているということです。大人の責務にもありますけれども、子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりをしないようにするというので、何かしらの措置をとるということになると思います。
委員長	大人の責務のところを読めば、書かれているということですね。
委員	第7条のところで、「仲間を作り、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な支援が受けられること」ですが、ちょっと想像がつかなくて、どういうことを前提にしているのですか。
事務局	ここでは、一般的な友達のグループであったり、地域でも活動が行われていますので、例えば、スポーツをする仲間であったり、身近であれば子ども会であったり、ボランティア団体など、例示が解説では書いてありますけれども、いろんなところで、集い、集まりをする活動が行われていますので、そこで活動を行うことができますよと、また、適切な支援、助言になろうかと思いますが、そういうことも受けられますよと、そういうことを検討したということです。
委員	例えば、一つのイメージとして、昔ありました中学生の長髪問題とか、服装問題とか。そういうときに、生徒会を中心として自分たちで話し合って解決された。こういうことも一つの例になるのでしょうか。学校の中のことなんだけれども、生徒会で会議をして、先生とも話し合って解決したと。
事務局	大きい枠で捉えれば、決して入らないこともないと思いますが、学校生活の中のイメージは余りなかったです。
委員長	子どもたちの集会活動というのは、ほとんどが大人が関わって、大人が形作ったところが多いように思う。長髪問題など、子どもたちが意見を戦わせていったとい

	うことなんですけれども、それ以外では、高校生なんかだと、政治的な集會に参加しましょうとか、パソコンやネットなどで幅広く集まってというものもあるようです。そういった部分まで思われるのかなと。良し悪しなどの問題も含んで、犯罪でない限りは、おそらくこの文言からは認められてしまうのかなと。数多くないにしろ、中高生などでは広がってくるものだと思います。欧米では、仮想グループやボランティアグループを含めていろんなグループがあるようです。集會などは、この条約は日本で発生したものではないので、欧米でイメージされたものが残っているのかなと思います。
委員	「仲間を作り、集まり」というところに、すごく違和感があるように思うんですね。ボランティアとかスポーツ団体とか、仲間を作って集まってということ、ネットとかで集まるものもあり、一概に悪いものというつもりはありませんが、そういうたぐいのもの、いろいろあると思いますが、「仲間を作り、集まり」がどの辺のことを指しているのか、この表現だと分かりにくいのかなと。子どもたちがこれを読んだときに、誤解を受けやすいというか、何といったらよいか、変な言い方をすれば、子どもたちが夜集まってやろうぜ、と同じような意味にとれてしまうような。「集まり」という部分に違和感を感じました
委員	作られた方の気持ちというか、好意的にとると、子どもたち同志で集まって勉強会をしたりだとか、いい面での集まりもあるのだけれど、この表現は大人っぽいというか、子ども条例にしては、もう少し違う表現があるのかなとは感じる。ましては参加する権利となっていますので。
委員	この文章を読んでも具体的にイメージがわいてこないところもある。
委員長	性善説的に考えてみると、子どもたち自身が自分たちの生活を豊かにして、成長に役立つような会を組織しながら、活動していく。余り良くない捉え方をすると、暴走族も集まり。彼らは主義主張を持っていますが、妙な仲間意識をもって集まっている。当然許されることではありませんが、受け取り方は随分と幅広いとは思いますが。性善説に捉えるかどうか。
委員	まずい団体に入ってしまったら、守ってあげるくらいのもあっていいのかなと思います。
事務局	表現的に工夫したほうがよさそうなお意見ですね。誤解を和らげるというか、文章を工夫します。
委員	(第8条の) 子どもの責務について、第2章の最後に出てきて思ったのですが、子どもの立場と大人の立場と分けてという感覚から、第2章が「子どもの権利と責務」で、第3章が「大人の責務」となっていると思ったのですが、違和感というか、不思議な感じがした。責務は責務で逆にまとめる方法もあるのかなと。どちらがいいとは分からないが、少し感じました。他の市町でも子どもと大人は分けているんですか。
事務局	趣旨としては、子どもで第2章、大人で第3章という分け方をしました。「子どもの責務」ということで設けているところは余りなく、委員長が申された「子どもの務め」というところもあります。条建てで「子どもの責務」を設けたところは特

	<p>徹的であるのかなと思います。どこがいいのかということになりますと、子どもの部分ですので、第2章に入れ込んだということです。</p>
委員	<p>「責務」という言葉を少し和らげてもいいのかなと思います。他の人権利も守りましようね、ということだと思いますが、大人と同じ言葉で「責務」と並べてしまうと強いのかなと。少し違和感があります。いじめだとか差別だとかの問題が大きいのので、敢えて強い意味で出しているのかなと。私自身もどちらがとは言いにくいのですが、強いのかな、敢えて強くした方がいいのかな、と感じています。</p>
委員長	<p>子どもたちのワークショップでも権利と義務ということで、子どもたちには違和感はないようにも思いますが。</p>
委員	<p>12ページ(第9条)の文言を大人の責務として、基本的には一緒なんですよ。中身が。大人にも子どもにも責務があるんだよと。同じ言葉を使われているのかなと。仕分けの仕方を「責務」でくくるのか、子どもと大人でくくるのかと考えるしかないのかなと思います。目的に遡ると、「地域社会で子どもを支えるための責務」を定めるということになっている。場所だけかなと思います。</p>
委員長	<p>第3章では、「大人の責務」で、大人、保護者、事業者、その他等等で、「責務」と言う言葉でくくっている。どうでしょうか。</p>
事務局	<p>もう少し和らげた方がいいんじゃないかと意見もありましたけれども、そうなる「務め」とかになってしまうのですが、そちらの方が柔らかくてよろしいのでしょうか。</p>
委員	<p>どっちがいいのかなと思う。最近の風潮を考えると、少し強い言葉で「人の権利も認めましよう」とでてでもいいのかなと思う気持ちもあります。それが、子どもの中(第2章)に入っているとすることは、子どもの大切な部分に入っているといいのかなと。</p>
委員	<p>子どもを「務め」に変えても、他(大人)は「責務」のままにするということなら、「責務」で揃えた方がいいかなと。全部を「務め」にするか、全部を「責務」にしないと。でないと、「務め」と「責務」の違いは何ですか、となってしまうので、全部一緒の方がいいと思います。</p>
委員長	<p>では、ここではその方向でということ。</p>
委員長	<p>では、第3章「子どもの権利を保障する大人の責務」第9条から第13条までをお願いします。</p>
委員	<p>第10条の保護者の責務で、「社会のルールを身に付ける」と「付ける」が漢字になっているが、第8条では「社会性を身につける」と平仮名になっているので、統一してください。</p>
事務局	<p>分かりました。漢字だと思いますので、統一します。</p>
委員	<p>発達障がいなどがありますよね。もし、そういうことに気づいたら、診断を受ける方向に行った方がいいんじゃないかと思うのですが、そういうことを折り込むことはできないのでしょうか。「発達段階に応じて」というところで、そういうことも含んで書かれていなかったの。そういうことで、子ども自身が助けられるというか、そういうことも聞きますので。そういう子は、いじめを受けやすいこともあ</p>

	るんじゃないかと。本人自身は自覚がないので、後押ししていけばいいんじゃないかと。
委員長	特定の発達障がいのことを、ここに入れたらということになってしまいますが。
委員	子どもの権利を守るということの中に、それも権利に入るのかなと思ったものですから。
委員	第10条「保護者は、子どもを愛情をもって心身ともに健やかに育むとともに、子どもにとって何が一番大切かを考え、子どもの年齢や発達段階に応じて、適切に子どもを援助し、指導しなければならない」とあるので、これで事足りるのではないかと思う。当然のことながら、保護者の責務としていろんなケースがあると思うが、具体的なケースを挙げて、例を出してとなると難しいのではと思う。他のケースもあるので。
委員長	条例の中では、この第10条で対応していくということですね。そのほか。
委員	他に入れ込む方法があれば、事務局で検討してもらって。
事務局	10条1項は、幅広く読める条項なので、文言としては、出てこないのですが、この中に含まれると解釈してもいいと思います。条文自体は、このままにさせていただいて、解説の中で、発達障がいについても追加させていただきます。
委員	医学も発達していて、その時々で文面も変わってしまうこともあると思うので。
委員長	では、第4章「子どもが健やかに成長することのできるまちづくり」。第14条から第21条。
委員	戻ってすみません、第13条、漢字の「町」と平仮名の「まち」は意識して使い分けはされていますか。
事務局	漢字の「町（ちょう）」は、行政としての東郷町の意味です。
委員	分かりました。
委員	17ページ、18ページの解説の中で「愛知県中央児童・障害者相談センター」とフルネームで入れてあり、ここだけ特定してるが、他は「警察」とかになっていっているので、「児童相談センター」とか「児童相談所」としたらどうでしょう。
事務局	「児童相談所」と修正します。
委員	20ページ（第17条）の「子どもの安全安心を守る取組」で、前回の資料は、「安全」と「安心」の間に「・」が入っていたと思うが、削った意図はあるのですか。「安全」と「安心」は言葉では別物と思いますが、議論があったのですか。
事務局	町の法規担当と協議をした結果、中点を使わない方向とされました。実際、今の法律を見ても中点を使った法律もあるのですが、町の条例の体系を見ると、中点を使っているものがほとんどないということで、極力使わないことが基本ということでした。また、「育ち学ぶ施設の関係者」でも中点をとりました。
委員	19ページ（第16条）、解説の第2項関係、「勤務中の子どもの処遇」の「処遇」が、もっと適切な表現はないものですか。
事務局	確かに違和感がありますので、文言を修正します。
委員	21ページ、18条、第1項では、「町は、子どもが～」とあるが、2項は、「子どもが」の部分がないが、あってもいいと思う。

事務局	おっしゃるとおり、「子どもが」を追加します。
委員	24ページの21条、「検証及び見直し」のところで、「検証する」と書かれていますが、具体的に何か考えていますか。
事務局	第4章で定めるまちづくりの施策の進捗状況や実施状況、権利侵害の申し出ももちろんですが、町の取組について状況を把握して、検証していくということです。
委員	20ページ、17条では「取組を実施します」とあり、23ページ、20条では「取組を行います」となっていて、末尾の言葉が違うが、どちらかという「取組を行います」として整理されているのかなど、使い分けがさせているのかどうか。
委員	統一して、17条第1項を修正して「必要な取組を行います」に修正します。
委員長	では、前文から第5章までを通して、項目立てを含め、文言の整合性も含めてお願いします。
委員	第2章で「子どもの大切な権利と義務」と、「大切な」が入っているが、敢えて入れているのか。
事務局	意図的に入れました。
委員	第3章にはないのですね。3章で敢えて抜いた理由はあるのですか。
委員長	他の市町を見ると、子どもの権利は「大切な権利」として、他（の章）は入っていないですね。日進市、名古屋市、幸田町、岩倉市、川崎市、知立市、みんな同じですね。
委員	そうなんですね。
事務局	再度、検討してみます。
委員	第2条、地域住民の定義のところで、「町内に住み、町内で学び、働き、並びに活動する人並びに事業者及び町内で活動する団体」と並んで、私、ちょっと誤解してたんですね。「町内に住み」が前提だと思っていました。これは、「町内に住んでいる人」と「町内に学びに来る人」、「町内で働く人」、「町内で活動する人」ですよ。町民プラス町外から来る人という意味ですよ。
委員	一般的な地域住民の定義はどうなのでしょう。
事務局	「町内に住んでいる人、町内で学んでいる人、町内で働いている人」とすれば、誤解のない表現になる。
委員	私は誤解していたので、私の読み方が悪かったかもしれませんが、さっき途中で「違うんだ」と気付いたので。
委員	一般的な地域住民に、学ぶ人、働く人、団体などのイメージはない。この条例だけのための定義として枠をはめたのか。
事務局	一般的には、「町民」というくくりで、その定義は、「住んでいる人、通勤している人、通学している人」などを含めて町民としている。例えば、自治基本条例の定義だと、「町内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び町内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。」とあります。一般的には、在住、在勤、在学、事業者です。
委員長	町民イコール地域住民なのですね。
事務局	この子ども条例では、町民という言い方を止めて、地域住民という表現にしてい

	ます。
委員	町民卓球大会では、町民が対象で参加できるんだけど、要綱では、在住、在勤、在学となっていて、例えば、東郷高校に他から通っている子どもたちも対象にしているという感じですね。
委員	「並びに・並びに・及び」というのは、町の条例上の使い方なのですか。「並びに・並びに」がすごく読みにくかった。
事務局	基本的に東郷町独自のルールでは作っていません。いろんな接続詞がたくさんある場合には、「大並びに・小並びに」といって、「及び」が一つで、「並びに」が「小並びに」「大並びに」という作り方をします。再度、確認します。
委員	最初の「並びに」の前には、「、」があって、次の「並びに」の前にはないところが読みにくかった。こういう書き方なのかな。
事務局	名詞で接続詞が入るか、動詞で入るかの違いです。動詞であれば、「、」が入って、名詞であれば「、」はないというルールがあります。
事務局	この条文は、再度、法規とも協議をしていきます。
委員長	次回、11月18日の委員会では、最後のできたものが示されると思いますが、ぜひここはという意見があればどうぞ。
委員	(意見なし)
委員長	では、我々に関わるのは、あと1回しかありませんので、次回を含めて今後の見通しを少しお話いただけると。
事務局	今後のスケジュールですが、今日頂いた意見を踏まえて、11月18日に最後の策定検討委員会を開催しますが、今日、宿題となったことについて事務局で調整し、修正したものを出したいと思います。その後、庁内の政策会議に12月上旬にかけて、年内から年明けにかけて、パブリックコメントにかけます。最終的には、3月議会にかけて、4月からの条例施行を考えていますので、よろしく願いいたします。
委員長	最後は、事務局に返します。
事務局	ご審議ありがとうございました。いろんな意見をいただきました。他のところからもいろんな意見が出てきていますので、その点も含めて修正をして、次回、資料を出すときには、修正前と修正後という、どこを直したんだということが分かるような形で出させていただきます。また、政策会議という町の部長クラスの会議も12月上旬にあります。その後、町民に向けてご意見をいただくという形です。子どもの権利ということで、どこまで反響があるのか分かりませんが、最終回の委員会でも貴重な意見をいただきたいと思います。今日は、ありがとうございました。